

様式第5号

他人の権利の目的となっている場合のみご提出ください。

他人の権利の目的となっている場合とは、地上権、賃借権、永小作権、先取特権、質権、抵当権、地役権が設定されていたり、差押え、買戻しの特約等の対象となっている場合が該当します。

年 月 日

(提出先) 茨木市長

生産緑地に存する所有権以外の権利の消滅に関する同意書

生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地買取申出書の提出にあたり、法第12条第1項又は第2項の規定による買い取る旨の通知書が発送を確認した上で、下記生産緑地に存する所有権以外の権利を消滅させる旨に同意します。

但し、相続税（贈与税）の納税猶予を適用している場合においては、確定した猶予税額（利子税を含む。）の完納確認後に限ります。

権利者名	権利者住所	権利の種類	実印
〇〇 〇〇	〇〇市～～	〇〇権	実印
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     権利をお持ちの方のご住所をご記入ください。                      (生産緑地の所在地ではありません。)                 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     所有権以外の権利について                      ご記入ください。                 </div>	

記

1. 生産緑地に関する事項

所在及び地番	地目	地積	備考
茨木市〇〇町〇丁目〇	田	〇 m <sup>2</sup>	
茨木市△△町△丁目△	畑	△ m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>	